

筆道資料の探訪

筆墨の行商

芸藩通志の熊野村のところに、「居民農余行賈の者あり」とある。

また文化十二年（一八一五）

安芸郡熊野村差出帳の中には、朝間耕作を家業に仕、作間々々に男は他所へ商ひ山働等に罷出女は平日織延仕候」と記されています。

この筆墨行商の風習がいつごろから熊野村で始まったのか、その起源は定かではありませんが、天明年間（七八一）ころにはすでに行われていたと考えられます。

江戸時代当時の筆墨行商の様を書き記した熊野村出来庭の住屋長兵衛の旧記帳が次のとお

り残っています。

寛政七年（一七九五）冬より

一、拾五歳ヨリ九州豊後へ墨筆

商ニ下リ是ハ父ニ附テ行商

（父長歳ハ四十五歳）

同八年極月一日の悪風

一、拾六歳九州行此時防州中之

関ヨリ豊後渡海之砌難舟に

あい誠にあやうき命をのが

れ翌年春頃帰村致ス事父諸

共

寛政九年巳年春より

一、我拾七歳ニテ身をもらい自

分一力能商ヒニなり此時父

之讓と申而ハ立島布子杓枚

七五三島羽おり杓枚は八着

俣之外なり外に荷物仕入

通 広島卯市屋五郎右衛門

殿所頼ミ被下候此銀子三百

目迄のキツプ尤此銀者我

之売払ニ致ス事

此外ハ田畠何々迄も親之讓

ハ少モ無之只自分之身売分

もらいかせぎ取と被仰下候

事

右躰之儀ニ御座候ハ今年方

廿三歳迄売買ニ無怠所々

かけあるく事凡世にならび

すくなし

同十年

一、拾八歳上方向直仕入致ス

大坂 有馬 奈良

今年迄ニ得銀壹、匁余出来

ル（銀六十目一兩）以下略

さて江戸時代にはどんな方法

で熊野村の筆墨行商が行われて

いたのでしょうか。

旧記帳以外の記録の中に、

「冬暇擔筆墨行商」

の注目すべき文面があります。

当時の様子を知る上で貴重な資

料です。

御新九郎

大野町

幸藏殿

免許

熊野村

中本屋

寛政三年

安政三年

▲熊野村中本屋 墨筆商免許状